

カバード・ワラントの契約締結前交付書面新旧対照表

平成 23 年 12 月 21 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>本ワラントに関する租税の概要</u></p> <p>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <p><u>平成 24 年 1 月 1 日以後の本ワラントの取引により発生した利益は、満期日前の売却によるものまたは満期日における決済によるものにかかわらず、課税方式が申告分離課税の雑所得となり、その税率は所得税 15%、住民税 5%となります。また、株価指数先物取引、店頭取引及び取引所取引の外国為替証拠金取引（いわゆる“FX”取引）などにかかる損益との通算が可能となり、損失が生じた場合には、一定の要件の下で翌年以後 3 年間の繰越控除が適用されます。</u></p> <p>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ワラント取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 <p>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。</p>	<p><u>本ワラントに関する租税の概要</u></p> <p><u>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>満期日前の売却により発生した損益は、一般的に譲渡所得として総合課税の対象となります。なお、譲渡損が生じた場合には譲渡所得と損益通算できる他の所得と損益通算が可能となります。</u> <u>満期日を迎えて損益が発生した場合には、雑所得として他の所得と合算して総合課税の対象となります。なお、損失が生じた場合には他の雑所得と損益通算が可能となります。</u> <p>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ワラント取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 <p>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。</p>